

新型コロナウイルス感染症による経営環境の変化に対応し、施設整備等に取り組む農林漁業者等の皆さま向け特例措置のご案内

日本政策金融公庫 農林水産事業では、新型コロナウイルス感染症による経営環境の変化に対応して、農林漁業者等の皆さまが新たに販路拡大や省力化等の反転攻勢に取り組むために必要とする資金に特例措置(金利負担軽減措置)を設けております。

特例措置(金利負担軽減措置)の内容

次の資金について、公益財団法人農林水産長期金融協会等の利子助成により、融資当初5年間(林業者は10年間)実質無利子となります。

対象者	対象資金
農業者等	<ul style="list-style-type: none"> 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)※ 経営体育成強化資金※ 農林漁業施設資金 <p>※負債整理関係資金を除く</p>
林業者等	<ul style="list-style-type: none"> 農林漁業施設資金 <p>(注)利子助成は、融資額3億円が上限となります。</p>
漁業者等	<ul style="list-style-type: none"> 漁業経営改善支援資金 農林漁業施設資金 <p>(注)利子助成は、次の融資額が上限となります(設備資金5,000万円、運転資金1,000万円)。</p>

※上記資金の特例を適用するための要件のほか、各資金をご利用いただくための要件があります。各資金の概要は以下をご覧ください。

農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)

ご利用いただける方	認定農業者(農業経営改善計画の認定を受けた方)であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境の変化に対応して新たな経営展開に取り組む方
資金の使いみち	<p>農業経営改善計画の達成に必要な次の資金(新型コロナウイルスの影響に対応するものに限り、)</p> <p>ただし、経営改善資金計画書を作成し、特別融資制度推進会議の認定を受けた事業に限り、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○施設・機械の取得 ○家畜等の購入・育成費、果樹等の新植・改植費、その他の経営費
利率	実質無利子(融資当初5年間)
融資期間	25年以内(うち据置期間10年以内)
融資限度額	<p>【個人】3億円(特認6億円)</p> <p>【法人】10億円(特認20億円[一定の場合30億円])</p> <p>※法人の特認のご利用に際して、民間金融機関からの資金調達等の要件があります。</p>

【お問い合わせ】

日本政策金融公庫 水戸支店 農林水産事業
TEL:029-232-3623

支店一覧はこちら



経営体育成強化資金

ご利用いただける方	主業農業者(注)等であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境の変化に対応して新たな経営展開に取り組む方
資金の使いみち	経営改善資金計画に基づいて行う農業経営の改善を図るために必要な次の資金(新型コロナウイルスの影響に対応するものに限ります。) ○施設・機械の取得 ○家畜等の購入・育成費、果樹等の新植・改植費、利用料の一括払い等
利率	実質無利子(融資当初5年間)
融資期間	25年以内(うち据置期間3年以内)
融資限度額	負担額の80%かつ個人1億5,000万円、法人・団体5億円の範囲内

漁業経営改善支援資金

ご利用いただける方	認定漁業者(漁業経営改善計画の認定を受けた方)であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境の変化に対応して新たな経営展開に取り組む方
資金の使いみち	漁業経営改善計画の達成に必要な次の資金(新型コロナウイルスの影響に対応するものに限ります。) ○漁船、漁具、施設の取得 ○修繕費、利用料の一括払い等
利率	実質無利子(融資当初5年間)
融資期間	15年以内(うち据置期間3年以内)
融資限度額	資金の使いみちによって融資限度額が異なります。

農林漁業施設資金

ご利用いただける方	農林漁業者等であって、新型コロナウイルス感染症による経営環境の変化に対応して新たな経営展開に取り組む方
資金の使いみち	新型コロナウイルスにより発生した(今後発生する)影響に対応するために必要な次の資金 ○農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な施設等の改良、造成、取得 ○機械の取得、それに関連する費用 ○果樹の新植、改植
利率	実質無利子(融資当初5年間)
融資期間	10～20年以内(うち据置期間3～5年以内) ※資金の使いみちによって融資期間・据置期間が異なります。
融資限度額	負担する額の80% ※ただし、一定の要件を満たす場合は、事業費の90%となります。

(注)主業農業者とは

個人：農業に係る所得が総所得の過半を占めている方、又は農業に係る粗収益が200万円以上の方

法人：農業に係る売上高が総売上高の過半を占めている方、又は農業に係る売上高が1,000万円以上の方